

兵庫県公立大学法人学部長等特別補佐に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人組織規程（平成25年法人規程第1号。以下「組織規程」という。）第21条第1項に規定する学部長特別補佐、研究科長特別補佐及び研究所長特別補佐（以下「学部長等特別補佐」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(任命)

第2条 学部長等特別補佐は、組織規程第21条第1項に規定する学部長、研究科長及び研究所長（以下「学部長等」という。）の職を退いた者のうちから、理事長が任命する。

(任期)

第3条 学部長等特別補佐の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、学部長等の任期の終期を超えることはできない。

(職務)

第4条 学部長等特別補佐の職務は、理事長が別に定める。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、学部長等特別補佐に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。